

I 保証内容

保証期間は、当該住宅お引渡し日から下記の表の通りの期間とします。
 保証期間中に当該住宅に瑕疵が表れ、当社がそれを認めた場合は無償で当該部品の取替え、又は補修を致します。但し、付帯設備及び付属施設のうちメーカー保証のあるものについては当該メーカーの保証によります。
 尚、保証期間終了後もアフターサービスに努力するとともにお申し出の部品取替え、又補修は有償にて実施致します。

※但し、改修、改造、増改築等の工事をされた場合は、延長のお取り扱いができないこと
 もございますので予めご了承願います。

(保証項目一覧表)

項 目		保証対象	保証の対象となる現象例	適応除外	保証期間	
構造 躯体	基礎	構造強度 に影響を 及ぼす変 形、損傷 及び亀裂	構造亀裂、不等沈下の著しいもの	資材の材質的 な収縮に起因 し、構造上特 に支障のない もの	10年	
	床		たわみ、振動、不陸の著しいもの			
	壁		外壁・軸組 内部耐力壁			構造強度
	※(1)屋根		たわみ及び亀裂の著しいもの			
防 水	屋根庇類及び インナー バルコニー等	雨漏	雨水の浸入による室内仕上面の汚損	建物内の使用 の影響のない 軽微な透水又 は屋外面の水 たまり及び表 面の仕上の塗 装。材料の経 年変化及び激 甚な風圧によ る雨水の浸透 家具調度品の 汚損	10年	
	外壁					
	外壁開口部の 取合部					
構造 躯体 以外 の 下 地 及 び 仕 上	基礎	仕上材	モルタル等仕上材の剥離及び破傷並びに床下喚起孔等の脱落又は破損	収縮亀裂、 白華	2年	
	床	主要構造 部以外の コンクリ ート部分 (内外土 間、犬走 り、ポー チ、テラ ス等)	コンクリート 及び 仕上材	沈下、割れ及び肌別れの著しいもの		軽微な沈下 収縮亀裂、 白華
		室内床 (室内階段 含む)	下地材、 仕上材及 び造作	材質の変質又は変形により割れ、反り、 すき、きしみ及び床鳴りの著しいもの		設計時に予想 し得ない重量 物設置に起因 するもの及び 過度の暖房に よるもの

項目		保証対象	保証の対象となる現象例	適応除外	保証期間
構造躯体以外の下地及び仕上	壁	外壁	下地材、仕上材及び造作	下地材の反り、狂い及び仕上げ材の剥離、変形、割れ、しみの著しいもの	構造上、又は機能上影響のない亀裂及び過度の暖房によるもの
		内壁			
	天井	軒天井	下地材、仕上材及び造作	下地材の反り、狂い及び仕上げ材の剥離、変形、割れ、垂れ下がりの著しいもの	入居者が取り付けた機器等によるもの
		室内天井			
	屋根及び庇		屋根葺材及び水切り、雨押等の役物	破損、めくれ及び脱落	標準以上の積雪に起因するもの
	樋		樋及び金物	脱落、破損及び垂れ下がり	標準以上の積雪、凍結、枯れ葉等の詰まりによるもの
	左官、タイル工事		壁、床、天井等	目地部分の剥離、タイルの著しいひび割れモルタル、京壁等の仕上部分の著しいひび割れ	軽微なひび割れ
	外部金物		手摺及び面格子	変形、破損及びはずれ	標準以上の積雪に起因するもの
	※(2) 建具	外部建具	建具及び付属部品	反り、建て付け不良、作動不良及びすきまの著しいもの並びに部品の故障	作動に影響のない反り、木材の軽微なひび割れ及び過度の暖房によるもの並びに暴風雨、豪雨等による建具からの一時的な雨水の浸入
		内部建具			
塗装	外部塗装	塗装吹き付け仕上げ面	剥離、白華及び亀裂が著しいもの	歩行部分	
	内部塗装				
浴室		漏水	漏水及び漏水による室内仕上面の汚損	家具調度等の汚損	
防露		床、壁、天井の防露工事を行った部分	水蒸気の発生が少ない暖房機器の使用による結露水のしたたり	地域特性、立地条件、換気不足、水蒸気を大量に発生するような住まい方によるもの、サッシ、ガラス及び浴室、便所、洗面所等の結露	

2年

1年

項 目		保証対象	保証の対象となる現象例	適応除外	保証期間	
付帯設備	上下水道	水栓、蛇口、トラップ、厨房、衛生器具	器具	故障、破損及び取付のゆるみ 支持不良、漏水、排水不良	給排水のパッキン等の消耗品	1年
		配管、浴槽、汚水、浄化槽	配管及び器具		異物の詰まり、凍結によるもの	※ (3) 2年
	電気	配管、配線、配線器具、分電盤、照明器具、換気器具、通信器具、電話配管(線)、テレビ配管(線)及び熱源器具	配管、配線器具及び配線材料		電球、電池等の消耗品及び凍結	
		※(4)ガス	燃焼器具		器具	
	石油	配管、燃焼器具	配管及び器具			
雑工事	外部	濡れ縁、パーゴラ、バルコニー、屋外階段、小屋裏、軒裏及び床下の換気口	仕上げ及び取付	材質の変質、変形、割れ、反り、すきま及びゆるみの著しいもの 換気口は脱落、つまり、腐食等の著しいもの	2年	
	内部	造り付け戸棚等				
※(5)虫害	※(6)白蟻		防蟻又は防虫処理を行った部分	ヤマトシロアリ又はイエシロアリの発生による蝕害及び損傷	5年	
	ヒラタキクイムシ				2年	

《備考》

1. 上記表における「著しい」とは、そのものが本来持つべき機能を有しない場合又は通常修理が必要と思われる程度をいいます。
2. ※(1)屋根、庇類及びインナーバルコニー等については、入居者の適切な維持管理を前提とします。
3. ※(2)建具には換気ガラリ、換気孔等も含まれます。
4. ※(3)電気、水道又はガスの供給主体もしくは製造メーカーの定めがある場合はそれによります。
5. ※(4)ガス配管については、ガス事業法によります。
6. ※(5)タタミ、ジュウタン等に発生するダニ類は保証対象から除きます。
7. ※(6)白蟻については土壌処理工事を行ったものを対象とします。